

公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員は、給料、通勤手当及び期末手当とし、役員が非常勤のときの報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給料)

第3条 役員は、給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額720,000円以内
- (2) 副理事長 月額720,000円以内

(通勤手当)

第4条 役員は、通勤手当の額、支給要件及び支給方法等については、公立大学法人前橋工科大学給与規程（平成25年規程71号。以下「給与規程」という。）の例による。ただし、非常勤役員に支給する通勤手当は、費用弁償とし、その額は公立大学法人前橋工科大学旅費規程（平成25年規程第76号）の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、給料月額とその額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第6条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の給

料は、第3条第1項の規定に基づく給料月額を当該月の土曜日及び日曜日を除く日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日を除いた日数を乗じて得た額とする。

2 月の初日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の給料は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日を除く日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の給料を全額支給する。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当は、日額20,000円とする。

（報酬の支給日）

第8条 役員（非常勤の者を除く。）の報酬は、毎月20日に支給する。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

2 非常勤の役員の報酬は、その業務に従事した日数に応じてその都度支給する。

（報酬の支払方法）

第9条 役員の報酬の支払方法は、給与規程の例による。

（端数処理）

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（重複給与の禁止）

第11条 役員が職員を兼ねる場合においては、給与規程に基づく給与を支給するものとし、役員の報酬は支給しない。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、給与規程によるほか、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日後最初の副理事長の報酬は、第2条の規定にかかわらず、給料、通勤手当、期末手当及び地域手当とする。この場合において、副理事長の地域手当の額、支給要件及び支給方法等については、給与規程の例による。
- 3 役員となる前に前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年前橋市条例第303号）の適用を受けていた者で引き続き役員となったものの第5条第2項に規定する在職期間には、その者がこの条例の適用を受けていた期間を通算する。
- 4 役員となる前に公立大学法人前橋工科大学給与規程（平成25年規程第71号）の適用を受けていた者で引き続き役員となったものの第5条第2項に規定する在

職期間には、その者がこの規程の適用を受けていた期間を通算する。

附 則（平成 25 年 6 月 27 日規程第 139 号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 28 日規程第 26 号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 10 日規程第 5 号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第 5 条第 2 項の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の役員報酬規程による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 1 月 6 日規程第 15 号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日規程第 15 号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規程第 4 号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第 5 条第 2 項の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 30 年 1 月 13 日規程第 24 号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第 5 条第 2 項の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和元年12月17日規程第26号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。